

## 1. 概要

令和3年度税制改正大綱を踏まえ、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、再編計画に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

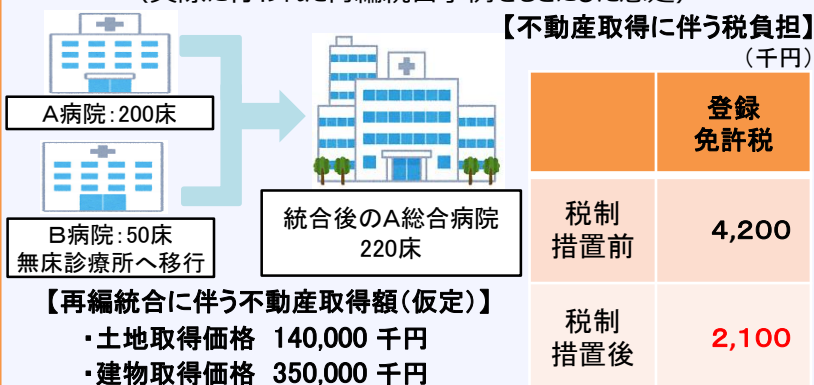
- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10 (本則：1,000分の20)
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2 (本則：1,000分の4)

## 2. 制度の内容

厚生労働大臣が認定した再編計画（地域医療構想調整会議における協議に基づくものであることが条件）に基づき、医療機関の開設者が再編統合のために取得した資産（土地・建物）について、登録免許税の税率を軽減する。

### 複数病院の再編統合に係る 税制支援の具体的イメージ

(実際に行われた再編統合事例をもとにした想定)



### 再編計画認定までのプロセス

